

様式第7号(第10条関係)  
常陸太田市  
指令第11号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 茨城県日立市国分町一丁目8番8号  
氏 名 株式会社 松原組  
代表取締役 桑原 由佳

令和5年1月31日に申請(新規)のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	茨城県日立市国分町一丁目8番8号 株式会社 松原組
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物
業務の種類	一般廃棄物の収集運搬
営業の区域	常陸太田市内
処理料金	常陸太田市ごみ処理等手数料条例第2条に定める料金
営業許可期間	令和5年3月1日～令和7年2月28日
許可番号	第61号
条件	1. 清掃センターの諸規定を遵守すること 2. その他諸法律等を遵守すること

令和5年3月1日

常陸太田市長 宮田 達夫

